



税金・税制をはじめ、くらしに役立つ情報を掲載！

- 発行日 / (週刊) 毎週金曜日
 - 購読料 / 月額700円(税込)
 - 発行 / 全国農業会議所
- 〒102-0084 東京都千代田区二番町9番8号
 中央労働基準協会ビル内
 電話 03-6910-1130
 E-mail gyomu@nca.or.jp
 ホームページ http://www.nca.or.jp/shinbun/

全国農業新聞を読んで、税制を上手に活用しましょう！

貸しやすさ 改正されたこと に沿って相続税

◇「相続税納税猶予適用農地」とは？
 農地などの財産を相続すると、その財産を金銭(時価)で評価し、相続税が課税されます。農家の相続には、複数の相続人の遺産分割による農地の細分化や、相続税の負担に伴う経営の圧迫など大きな問題があります。そこで、農業については、相続による農地の細分化を防止することも、農業後継者の育成や農業経営の継続を図るため、「相続税納税猶予制度」が特例的に措置されています。

納税猶予の適用を受け、相続税の納税猶予を受けている農地を、「相続税納税猶予適用農地(適用農地)」といいます。従来は、適用農地を自ら耕作し続けなければ納税は猶予されませんが、他人に貸すと猶予は打ち切られました。この度、農地制度が農地を「より貸しやすさ、借りやすさ」する目的で改正されたこと、に沿って相続税納税猶予制度も見直され、市街化区域外の農地(一般農地)に限り、適用農地を農業経営基盤強化促進法で他人に貸し付けても猶予が継続するようになりました。

しかし、従来措置されていた20年間営農を継続した場合に納税が免除される要件は、今回の見直しにより廃止されました。ただし、改正農地法施行日(2009年12月15日)以前に納税猶予の適用を受けている者は、20年自作したときの納税免除要件は残ります。

なお、市街化区域内の農地は、これまで通り自ら耕作することが前提条件で、貸し付けると猶予は打ち切られますが、20年自作したときは納税が免除されます(市街化区域内の農地で三大都市圏特定市の生産緑地については、終身自作で納税免除)。

(この記事は「全国農業新聞」平成22年5月28日号に掲載されたものです。)

●購読のお申し込みは、市町農業委員会へ

全国農業新聞購読申込書

農業委員会 御中

年 月 日

全国農業新聞の購読を 月より申し込みます。

郵便番号	フリガナ	
	住所	

フリガナ		電話	()
氏名			

●本紙編集の参考にしますので○印をつけてください

役職	経営		農業者年金	
農業委員	専業	認定農業者	加入者	
市町村議会議員	兼業	納税猶予者	受給者	
その他役職者	非農家			

※この申込書は、全国農業新聞の送付・代金請求以外には使用しません。

相続税・贈与税の 納税猶予を受けている皆さんへ

農地等の相続税・贈与税納税猶予制度は、農業経営を継続できるように、農地等の相続税・贈与税について配慮（納税を猶予）する制度です。

この制度の適用を受けている人は、農業経営を継続し、また農地を荒らしたりせず、適切に利用・管理しなければなりません。特に、次の点に注意が必要です。

相続税・贈与税の納税猶予が 途中で打ち切られることがあります。

- ・ 農業経営を廃止したとき
- ・ 特例適用農地等を譲渡したとき
- ・ 特例適用農地等を他の用途に転用したとき
- ・ 特例適用農地等を貸し付けたとき など

これらの場合には納税猶予が打ち切られ、猶予されている税額を利子税とともに納付しなければなりません。

納税猶予が打ち切りにならない特例もあります。

【参考①】市街化区域外の農地等に係る「特定貸付け」の特例 ※所定の手続きが必要です。

- ・ 相続税納税猶予＝平成21年度制度改正（平成21年12月15日）で、農業経営基盤強化促進法により貸し付けた場合には納税猶予が継続されることになりました。
- ・ 贈与税納税猶予＝平成24年度制度改正（平成24年4月1日）で、農地等の生前一括贈与を受けたときの贈与税申告書の提出期限から10年以上（貸付け時において65歳未満である場合には20年以上）納税猶予の適用を受けている受贈者が、農業経営基盤強化促進法により貸し付けた場合には、納税猶予が継続されることになりました。

【参考②】「営農困難時貸付け」の特例 ※所定の手続きが必要です。

平成21年度制度改正（平成21年12月15日）で、身体障害等のやむを得ない事情により営農を継続することができないとき、第三者への貸付けをしても納税猶予が継続されることになりました。

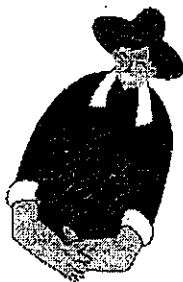
相続税の猶予税額が免除されるのは

- ・ 農業相続人が死亡した場合
- ・ 申告期限から20年が経過した場合 など

注1) 三大都市圏特定市の市街化区域内農地等は、平成4年以後に発生した相続に係るものについては20年営農継続による免除措置の適用がなく「終身営農」が要件となっています。

注2) 市街化区域外の農地等を平成21年度制度改正（平成21年12月15日）以後に発生した相続により取得した場合、20年営農継続による免除措置の適用がなく、「終身農地利用」が要件となります。

注3) 平成21年度制度改正（平成21年12月15日）前に納税猶予の適用を受けた人が上記「特定貸付け」の適用を受けると、市街化区域外の全農地等について、20年営農継続による免除措置の適用がなくなり「終身農地利用」が要件となります。



贈与税の猶予税額が免除されるのは

- ・ 贈与者が死亡した場合
- ・ 受贈者が、贈与者よりも先に死亡した場合

納税猶予制度に関する情報は「全国農業新聞」で！